

## 争点表

案件番号：第20-A-00001号  
 案件名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の件  
 申立人：駿台商〇株式会社  
 被申立人：株式会社中〇システムズ

	内容	申立人の主張	証拠	被申立人の主張	証拠	ADR委員会の見解
1	バグの数及び性質について	開発したプログラムに、瑕疵と言うべき重大なバグが50個近くあり、いずれも瑕疵というべき重大なものである。したがって、契約を解除する。	a-4	バグの数はせいぜい10数個である。しかも、システム運用に重大な影響を与えるような性質のものではない。したがって、契約は解除できない。	後日提出予定	
2	サービス開始時期の延期合意について	6月1日サービス開始は、エンドユーザーと約束していたものであり、延期に合意できるはずがない。	なし	4月20日時点で、サービス開始時期の延期について申立人の合意を得た。	b-3	
3						
4						
5						